

小金井市立小金井第一小学校 いじめ防止基本方針

本校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策の基本方針を定めるものとする。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめ撲滅に向けた未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の対策のための組織体制

学校内において、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

「一小いじめ防止対策委員会」

(1) 構成員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、生活指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）

(2) 委員会の役割

- ①校長が招集し開催する。状況に応じて適宜開催するものとする。
- ②いじめの未然防止、早期発見の取組を立案し実施する。
- ③いじめ対応についての検討し指示を出す。
- ④重大事態発生の際は、校内緊急対応チームとして機能する。

3 いじめ未然防止のための取組

- ・学校教育活動全体を通じて、いじめを生まない意識をもつ指導の徹底。
- ・学級経営の充実。(児童が安心して生活できる学級。児童が達成感や充実感をもてる授業実践)
- ・学校教育活動全体を通じた、人権教育や道徳教育の充実、読書活動や体験活動の推進。
- ・あいさつ運動による健全育成。
- ・生活指導における日常的な指導（あいさつ、言葉遣い、相手を尊重する態度）。
- ・学年、学級、縦割り班活動での児童の望ましい関係作り。
- ・校内・学年内での情報の共有と校長・副校長・生活指導主任への報告。
- ・相談体制の充実、SCとの連携。
- ・校内研修による教職員の資質の向上。
- ・保護者との連携。学校便りや保護者会の積極的な活用。
- ・情報モラル教育の実施。
- ・幼稚園・保育園・中学校等との連携協力体制の整備。

4 いじめ早期発見のための取組

- ・日常の行動観察
全職員一人一人が、いじめはどの児童でも起こりうるという視点で、當時児童観察を行う。看護当番による、登下校時、休み時間、清掃時間の見守りを行う。
児童にこまめに声をかけ、児童の些細な変化やいじめを見落とさない。
- ・「生活振り返りアンケート」の実施。
ふれあい月間時に「生活振り返りアンケート」を実施し、それをもとに、児童と適宜面談を行い、実態を把握する。
- ・SCからの情報提供の活用
教育相談室でのSCへの相談や人間関係のトラブルの把握、SCと5年生の全員面談等から、実態を把握する。
- ・家庭・地域・関係諸機関との連携や協力
保護者からの相談への面談や家庭訪問による迅速かつ誠実な対応。
教育相談室、子ども家庭支援センター、民生児童委員、中学校、児童発達支援センターなどの関係諸機関との連携。

5 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・副校长に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、「一小いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して、教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、市教育委員会及び警察署等に報告して対応する。

6 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・一小いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
 - ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、情報を適切に提供する。
- *重大事態
- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合をふくむ）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。